

銃砲刀剣類所持等の事務取扱いに関する訓令

平成 28 年 3 月 24 日
福井県警察本部訓令第 31 号

改正

平成 29 年 7 月 19 日本部訓令第 24 号 令和元年 12 月 24 日本部訓令第 37 号 令和 3 年 3 月 15 日本部訓令第 13 号
令和 3 年 3 月 22 日本部訓令第 17 号 令和 4 年 3 月 15 日本部訓令第 10 号

銃砲刀剣類所持等の事務取扱いに関する訓令を次のように定める。

銃砲刀剣類所持等の事務取扱いに関する訓令

銃砲刀剣類所持等の事務取扱いに関する訓令（平成 4 年福井県警察本部訓令第 11 号）
の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 2 条）
- 第 2 章 製造、保管業等の届出（第 3 条－第 6 条）
- 第 3 章 銃砲等又は刀剣類の所持許可（第 7 条－第 12 条）
- 第 4 章 猟銃等講習会等（第 13 条－第 16 条）
- 第 5 章 技能検定（第 17 条－第 20 条）
- 第 6 章 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（第 21 条－第 25 条）
- 第 7 章 許可証及び認定証（第 26 条－第 27 条）
- 第 8 章 許可等の失効及び行政処分等（第 28 条－第 34 条）
- 第 9 章 射撃場及び射撃指導員等（第 35 条－第 39 条の 2）
- 第 10 章 報告徴収、立入検査等（第 40 条－第 42 条）
- 第 11 章 雑則（第 43 条－第 61 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号。以下「令」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号。以下「規則」という。）、猟銃安全指導委員規則（平成 21 年国家公安委員会規則第 12 号）及び指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和 37 年総理府令第 46 号。以下「府令」という。）に基づく事務の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（届出書、申請書等の部数）

第 2 条 規則の規定により提出を受ける届出書、申請書その他の書類等の部数は、規則に掲げる部数とする。

第 2 章 製造、保管業等の届出

（銃砲刀剣類製造事業等の届出）

第 3 条 警察署長（以下「署長」という。）は、規則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定

による銃砲刀剣類製造等届出書、規則第100条第1項若しくは第2項の規定による準空気銃製造等届出書、規則第102条第2項若しくは第3項の規定による模造拳銃製造等届出書又は規則第103条第2項の規定による模擬銃器製造等届出書を受理したときは、記載内容を確認、2通のうち1通は欄外に届出を受理した旨を記載して届出者に交付し、1通は銃砲刀剣類製造等事業者台帳、準空気銃製造等事業者台帳、模造拳銃製造等事業者台帳又は模擬銃器製造等事業者台帳として整理保管するとともに、その写しを生活安全企画課長（以下「主管課長」という。）へ送付するものとする。

- 2 署長は、規則第4条第4項、規則第100条第4項、規則第102条第5項又は第103条第2項の規定による事業廃止の届出を受理したときは、前項により交付した届出書の欄外に廃業した旨を記載させた上で返納させ、その写しを主管課長へ送付するものとする。

（人命救助等に従事する者の届出）

第4条 署長は、規則第5条第1項の規定による人命救助等に従事する者届出書を受理したときは、同条第2項の規定による人命救助等に従事する者届出済証明書（以下「人命救助者等証明書」という。）を作成して届出者に交付するものとする。

- 2 署長は、規則第5条第3項の規定による人命救助等に従事する者届出書を受理した場合において、その届出が人命救助等に従事する者でなくなった旨の届出であるときは、人命救助者等証明書を返納させ、第1項の届出書の記載事項に変更が生じた旨の届出であるときは、人命救助者等証明書の記載事項を変更して届出者に交付するものとする。
- 3 署長は、規則第5条第3項の規定による人命救助者等証明書の亡失等の届出を受理したときは、事情を明らかにした書類を提出させて事実を確認の上、必要な手配を行うとともに、人命救助者等証明書を新たに作成して届出者に交付するものとする。
- 4 署長は、第1項から第3項までの届出を受理したときは、届出書等を人命救助者等台帳として整理するものとする。

（使用人の届出）

第5条 署長は、規則第6条第1項の規定による使用人届出書を受理したときは、記載内容を確認、同条第2項の規定による使用人届出済証明書を作成して届出者に交付するものとする。

- 2 署長は、規則第6条第4項の規定による使用人届出書を受理した場合において、その届出が使用人でなくなった旨の届出であるときは、使用人届出済証明書を返納させ、前項の届出書の記載事項に変更が生じた旨の届出であるときは、使用人届出済証明書の記載事項を変更して届出者に交付するものとする。
- 3 署長は、規則第6条第5項の規定による使用人届出済証明書の亡失等の届出を受理したときは、事情を明らかにした書類を提出させて事実を確認の上、必要な手配を行うとともに、使用人届出済証明書を新たに作成して届出者に交付するものとする。
- 4 署長は、第1項から第3項までの届出を受理したときは、届出書等を使用人台帳として整理するとともに、その写しを主管課長に送付するものとする。

（保管業の届出）

第6条 署長は、規則第90条第1項及び第2項の規定による保管業届出書を受理したときは、記載内容を確認、2通のうち1通は欄外に届出を受理した旨を記載して届出者

に交付し、1通は保管業者台帳として整理保管するとともに、その写しを主管課長へ送付するものとする。

2 署長は、規則第90条第4項の規定による保管業廃止届出書を受理したときは、記載内容を確認し、前項により交付した保管業届出書の欄外に廃業した旨を記載させた上で返納させ、その写しを主管課長に送付するものとする。

3 署長は、保管業者が保管委託を受けた銃砲等を規則第91条又は規則第91条の2の基準に適合しない設備及び方法により保管していると認めるときその他危害予防上必要があると認めるときは、速やかにその旨を警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

4 署長は、規則第93条の規定による保管業務廃止等命令書の送付を受けたときは、速やかに当該保管業者に交付するものとする。

第3章 銃砲等又は刀剣類の所持許可 (所持許可及び認定)

第7条 署長は、規則第9条の規定による銃砲所持許可申請書、刀剣類所持許可申請書、クロスボウ所持許可申請書、技能検定申請書、猟銃等所持許可更新申請書、クロスボウ所持許可更新申請書、教習資格認定申請書、練習資格認定申請書及びクロスボウ射撃資格認定申請書並びに規則第75条の規定による年少射撃資格認定申請書の提出を受けたときは、必要事項の記載及び添付書類の適否を確認したうえ受理するものとする。

2 前項により申請を受理した署長は、別に定める要領により各種調査を行うものとする。

3 署長は、前項の調査の結果、法に定める欠格事由に該当しないと認める銃砲所持許可申請（猟銃及び空気銃（以下「猟銃等」という。更新時期を統一するためのものに限る。）並びに産業用銃砲に係る所持許可に限る。）、刀剣類所持許可申請、クロスボウ所持許可申請（更新時期を統一するためのものに限る。）、猟銃等所持許可更新申請、練習資格認定申請及びクロスボウ所持許可更新申請については、当該申請に対応する許可証若しくは認定証の交付又は許可証への許可事項の記載をするものとする。

4 署長は、前項に掲げた申請以外に係る申請書の写し及び当該申請に係る各種調査の結果を記載した書類の写しを主管課長に送付するものとする。

5 署長は、第2項による調査の結果、欠格事由に該当し、許可又は認定（以下「許可等」という。）ができないことが明らかな場合は、その旨を申請者に告げ、申請の取下げを指導するものとする。ただし、指導に応じない者による申請については、次項によるものとする。

6 署長は、第2項による調査の結果、許可等の欠格事由に該当し、又はその疑いがあるものについて、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく申請に関する上申書（別記様式第1号）に関係書類を添付し、主管課長に送付するものとする。

7 主管課長は、第4項による送付を受けた申請のうち、ライフル銃に係る教習資格認定申請については、申請者に対する面接調査を実施するものとする。

8 主管課長は、第4項又は第6項による送付を受けた申請の内容を精査し、更なる調査が必要と認められる場合は、追加の調査の実施を署長に依頼するとともに必要な調査を実施するものとする。

9 生活安全部長（以下「部長」という。）又は主管課長は、第4項又は第6項による送

付を受けた申請（技能検定申請を除く。）について、法に定める欠格事由に該当しないと認める場合は、署長を通じて当該申請に対応する許可証又は認定証の交付若しくは許可証への許可事項の記載をするものとする。

- 10 部長及び主管課長は、第4項又は第6項による送付を受けた申請について、法に定める欠格事由に該当すると認められる場合は申請の却下を公安委員会に上申し、却下の決定がなされた場合は銃砲等又は刀剣類不許可等処分決定書（別記様式第2号）を署長に送付するものとする。
- 11 署長は、銃砲等又は刀剣類不許可等処分決定書の送付を受けたときは、速やかに申請者に交付し、受領書を徴収するものとする。
- 12 署長は、第2項による調査に伴い作成及び収集した資料を申請書に編綴し、保管するものとする。
- 13 署長は、銃砲等又は刀剣類所持許可番号等記録簿（別記様式第3号）を備え、許可及び認定の状況を記録するものとする。
- 14 署長は、第3項及び第9項の規定による許可証若しくは認定証を交付し、又は許可証への許可事項の記載をした場合は、当該許可等に係る銃砲若しくはクロスボウ（以下「銃砲等」という。）又は刀剣類が、猟銃等である場合は猟銃等登録カード（別記様式第4号）を、法第4条第1項第2号に掲げる救命索発射銃等（以下「産業用銃砲等」という。）である場合は産業用銃砲等登録カード（別記様式第5号）を、クロスボウである場合はクロスボウ登録カード（別記様式第5号の2）を、刀剣類である場合は刀剣類登録カード（別記様式第6号）を作成し、整理保管するものとする。

（認知機能検査）

第8条 署長は、法第4条の3第1項に基づく認知機能検査の申込みがあった場合は、検査を実施するものとする。

- 2 署長は、認知機能検査に用いた検査用紙、採点補助用紙及び検査結果を通知する書面の副本を猟銃等登録カード又はクロスボウ登録カードに添付して検査を実施した日から3年間保存するものとする。
- 3 署長は、前項の検査を受けた者が、規則第15条の基準に該当していると認めるときは、受診等命令書（別記様式第7号）により、法第4条の3第2項に基づく受診等命令を行うものとする。ただし、指導の結果、申請を取り下げたとき、申請書に添付された診断書等から判断して認知症に該当することが明白であるとき、又は認知症以外の欠格事由に該当し許可等がなされないことが明白であるときはこの限りではない。
- 4 署長は、前項の受診等命令をしたときは、受診等命令書の写しにより主管課長に通知するものとする。

（許可の条件）

第9条 署長は、銃砲等又は刀剣類の所持に関する危害防止上、法第4条第2項の規定に基づく許可条件の付与又は変更の必要を認めるときは、銃砲刀剣類所持許可者等に対する行政処分等上申書（別記様式第8号）に関係書類を添えて、主管課長に送付するものとする。

- 2 主管課長は、危害防止上の必要性等を判断し、付すべき条件を署長に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた署長は、許可証の条件欄に条件を記載し、又は書換えし、その必要性及び内容を説明して当該所持許可を受けた者に交付するものとする。

(確認)

第10条 署長は、規則第17条第1項の規定による確認を受けようとする者から銃砲等又は刀剣類の提出を受けた場合は、当該銃砲等又は刀剣類と許可証に記載された内容に同一性が認められ、かつ令第9条各項に定める基準に適合していると認めたときは、許可証の記載内容を補正するとともに、確認年月日を記載するものとする。

2 署長は、前項で確認した銃砲等又は刀剣類が、産業用銃砲又は刀剣類であって、その譲渡人等が都道府県公安委員会の許可を受けて所持していたものである場合において、譲渡人等の住所が他都道府県であるときは主管課長に、県内の他の警察署の管轄区域である場合は当該警察署長に、当該銃砲等又は刀剣類の所持許可申請書の写し及び産業用銃砲等登録カード又は刀剣類登録カードの写しにより通知するものとする。

(打刻又は表示命令)

第11条 署長は、前条の確認の対象が猟銃等である場合は、刻印の有無を確かめ、当該猟銃等の特定のため必要があると認めたときは、当該猟銃等を所持する者に規則第18号の規定による打刻命令書を交付して打刻を命じ、履行を確認するものとする。

2 署長は、前条の確認の対象がクロスボウである場合は、表示の有無を確かめ、クロスボウの特定のため必要があると認めたときは、当該クロスボウを所持する者に規則第18号の2第2項の規定による表示措置命令書及びクロスボウ番号票を交付して表示措置を命じ、履行を確認するものとする。

3 署長は、第1項又は第2項の命令及び履行の確認をしたときは、打刻命令書又は表示命令書の控えの写しを主管課長に送付するものとする。

(許可の期間及び期間の延長)

第12条 法第4条第1項第4号に規定する拳銃及び空気拳銃の所持許可の期間は2年、法第9条の5第2項の規定による教習資格認定証の有効期間は3か月とする。

2 法第4条第1項第8号及び第9号に規定する銃砲等に係る所持許可の期間は部長が、当該各号に規定する刀剣類の所持許可の期間は署長が、令第6条第2項に規定する範囲内で定めるものとする。

3 法第6条第2項の規定による許可の期間は部長が、令第24条第1項に定める範囲内で国際競技の参加に必要な期間等を考慮して定めるものとする。

4 規則第30条に基づき前項の所持期間の延長の申請があった場合は、銃砲等にあつては部長が、刀剣類にあつては署長が、令第24条第2項に規定する範囲内で当該期間を定めて、法第7条に規定する許可証の有効期限を書き換えるものとする。

第4章 猟銃等講習会等

(猟銃等講習会等の実施)

第13条 主管課長は、法第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（以下「猟銃等講習会」という。）のうち、現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃等を所持している者及び法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者を対象とした講習会を年12回以上、それ以外の者を対象とした講習会を年6回以上、法第5条の3の2第1項の規定によるクロスボウの取扱いに関する講習会（

以下「クロスボウ講習会」という。)のうち、現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者を対象とした講習会及びそれ以外の者を対象とした講習会をそれぞれ年2回以上、法第9条の14の規定による年少射撃資格の認定のための講習会(以下「年少講習会」という。)を年2回以上開催するものとし、開催日時、場所その他講習会の開催に関し必要な事項を事前に公表するものとする。

- 2 主管課長は、やむを得ない事由により、猟銃等講習会、クロスボウ講習会及び年少講習会の日時及び場所を変更する場合は、あらかじめ署長に通知するものとする。
- 3 署長は、前項の通知を受理したときは、受講申込者に対し、この旨を通知するものとする。

(講習会の受講申込)

第14条 署長は、規則第20条の規定による講習受講申込書又は規則第80条の規定による年少射撃資格講習受講申込書の提出があった場合は、記載内容を確認の上、これを受理し、主管課長に送付するものとする。

- 2 主管課長は、前項の規定により送付を受けた講習受講申込書を講習会受講者名簿として、年少射撃資格講習受講申込書を年少射撃資格講習会受講者名簿として、整理保管するものとする。

(講習修了証明書の取扱い)

第15条 主管課長は、猟銃等講習会及びクロスボウ講習会の課程を修了した者に対し規則第21条の規定による講習修了証明書を、年少講習会の課程を修了した者に対し規則第81条の規定による年少射撃資格講習修了証明書を交付するものとする。

- 2 主管課長は、講習修了証明書取扱台帳(別記様式第9号)を整備して、講習修了証明書及び年少射撃資格講習修了証明書の交付の状況を記録するものとする。

(講習修了証明書の書換え又は再交付)

第16条 署長は、規則第22条第1項の規定による講習修了証明書の書換えの申請又は規則第82条第2項の規定による年少射撃資格講習修了証明書の書換えの申請を受理したときは、記載内容を確認、当該証明書の書換えを行うとともに、当該申請書を主管課長に送付するものとする。

- 2 署長は、規則第22条第2項の規定による講習修了証明書の再交付の申請又は規則第82条第2項の規定による年少射撃資格講習修了証明書の再交付の申請を受理したときは、記載内容を確認、当該申請書を主管課長に送付するものとする。
- 3 主管課長は、前項による送付を受けた申請に基づき新たな証明書を作成し、署長を通じて申請者に交付するものとする。
- 4 主管課長は、証明書の書換え及び再交付の状況を、講習修了証明書取扱台帳に記載し、記録するものとする。

第5章 技能検定

(技能検定の実施)

第17条 部長は、技能検定申請の申請者が法で定める欠格事由に該当しないと認める場合は、主管課長に法第5条4の規定による技能検定(以下「技能検定」という。)の実施を指示するものとする。

- 2 主管課長は、技能検定の日時及び場所を決定し、規則第23条に定める技能検定通知

書を申請者に交付するものとする。

(技能検定の実施)

第18条 主管課長は、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第8号）に基づき技能検定を実施するものとする。

(技能検定合格証明書の取扱い)

第19条 主管課長は、技能検定の合格者に対し、規則第24条に定める技能検定合格証明書（以下「合格証明書」という。）を交付するものとする。

2 主管課長は、技能検定合格証明書取扱台帳（別記様式第10号）を備え、合格証明書の交付の状況を記録するものとする。

(合格証明書の書換え又は再交付)

第20条 第16条第1項から第4項までの規定は、合格証明書について準用する。この場合において、「規則第22条第1項の規定による講習修了証明書の書換えの申請」とあるのは「規則第25条第1項の規定による合格証明書の書換えの申請」と、「規則第22条第2項の規定による講習修了証明書の書換えの申請」とあるのは「規則第25条第2項の規定による合格証明書の再交付の申請」と、「講習修了証明書取扱台帳」とあるのは「技能検定合格証明書取扱台帳」と読み替えるものとする。

第6章 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習

(技能講習の実施)

第21条 主管課長は、法第5条の5の規定による猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を随時開催するものとし、開催日時、場所その他講習会の開催に関し必要な事項を事前に公表するものとする。

2 主管課長は、やむを得ない事由により技能講習の日時及び場所を変更する場合は、あらかじめ署長に通知するものとする。

3 署長は、前項の通知を受理したときは、受講申込者に対し、この旨を通知するものとする。

(技能講習の申込)

第22条 署長は、規則第26条の規定による技能講習受講申込書の提出があった場合は、記載内容を確認の上、これを受理し、その写しを主管課長に送付するものとする。

2 主管課長は、第1項の規定により送付を受けた技能講習受講申込書の写しを技能講習受講者名簿として、保管するものとする。

(技能講習通知書)

第23条 主管課長は、技能講習の開催日の1週間前までに受講者を決定し、署長に通知するものとする。

2 署長は、受講者に対し、規則第27条に規定による技能講習通知書を交付するものとする。

(技能講習修了証明書の取扱い)

第24条 主管課長は、技能講習の課程を修了した者に対し、規則28条に規定による技能講習修了証明書を、署長を経由して交付するものとする。

2 主管課長は、講習修了証明書取扱台帳により、技能講習修了証明書の交付の状況を記録するものとする。

(技能講習修了証明書の書換え又は再交付)

第25条 第16条第1項から第4項までの規定は、技能講習修了証明書について準用する。この場合において、第1項及び第2項中の「規則第22条の規定による講習修了証明書再交付等申請書」とあるのは、「規則第29条の規定による技能講習修了証明書再交付等申請書」と読み替えるものとする。

第7章 許可証及び認定証

(許可証等の書換え)

第26条 署長は、規則第32条の規定による銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書又は規則第78条の規定による年少射撃資格認定証書換申請書を受理したときは、申請に係る許可証又は認定証の該当事項を書き換え、記載事項変更欄にその旨を記載して交付するものとする。

2 署長は、第1項で書換えをした事項が管轄署を異にする住所の変更である場合は、転入元が他都道府県であるときは主管課長に、それ以外のときは当該場所を管轄する警察署に受理した申請書の写しにより通知するものとする。

(許可証等の再交付)

第27条 署長は、規則第33条の規定による銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書又は規則第79条の規定による年少射撃資格認定証再交付申請書を受理したときは、事情を明らかにした書類を提出させて事実を確認の上、主管課長に通報するとともに、許可証又は認定証を新たに作成して届出者に交付するものとする。

2 主管課長は、前項の通知を受けたときは、必要な手配をし、これが発見されたときは、手配を解除するものとする。

第8章 許可等の失効及び行政処分等

(許可の失効)

第28条 署長は、法第8条第1項の規定により銃砲等又は刀剣類の所持許可が失効したと認めるときは、許可が失効した者に対し、許可証の返納又は記載事項の抹消並びに法第8条第6項に基づく措置を指導するものとする。

2 許可を受けた者が死亡したことにより銃砲等又は刀剣類の所持許可が失効した場合は、法第8条第4項に掲げる死亡届出義務者等に許可証の返納を指導するとともに、当該銃砲等又は刀剣類を相続した者に対し、法第8条第6項に基づく措置を指導するものとする。

(許可証等の返納)

第29条 署長は、規則第36条の規定による許可証等の返納を受けた場合は、銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書の記載内容を確認して受理し、返納された許可証等を適正に処分するとともに、許可番号記録簿にその旨を記載するものとする。

2 署長は、第1項で返納された許可証等が福井県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付したものである場合は主管課長に、県内の他の警察署が交付したものである場合は当該警察署に、当該許可証等に当該届出書の写しを添付して送付するものとする。

(許可証の記載事項の抹消)

第30条 署長は、規則第37条の規定による許可証の記載事項の抹消の申請を受理した場合は、許可事項抹消申請書の記載内容を確認、提示された許可証の該当する事項を

抹消するものとする。

(仮領置)

第31条 署長は、法第8条第7項、法第8条の2第2項、法第9条の8第3項、法第9条の12第2項、法第11条第8項若しくは第9項、法第11条の2第1項から第3項まで、法第25条第1項又は法第26条第2項の規定による仮領置を行うときは、仮領置する銃砲等及び刀剣類並びに拳銃部品の所持者に規則第38条に規定による仮領置書を交付するとともに、仮領置書控を仮領置台帳として保管し、その写しを主管課長に送付するものとする。

(仮領置した銃砲等及び刀剣類並びに拳銃部品の返還等)

第32条 署長は、規則第39条第1項又は第2項の規定による銃砲等又は刀剣類返還申請書を受領した場合は、記載内容及び添付書類を確かめ、申請者が返還を求める銃砲等及び刀剣類並びに拳銃部品を適法に所持できる者であると認めるときは、仮領置書及び規則第40条の規定による受領書と引き換えに当該銃砲等及び刀剣類並びに拳銃部品を返還するものとする。

2 署長は、仮領置した銃砲等及び刀剣類並びに拳銃部品を返還したときは、仮領置台帳の処理結果欄に返還の状況を記載するものとする。また、受領した銃砲等又は刀剣類返還申請書、仮領置書及び受領書を仮領置台帳に編綴するとともに、その写しを主管課長に送付するものとする。

3 署長は、法第8条第9項、法第8条の2第4項、法第9条の8第5項、法第9条の12第4項、法第11条第12項及び法第11条の2第6項の規定に基づき売却又は廃棄することのできる銃砲等及び刀剣類並びに拳銃部品については、関係書類を添えて主管課長に送付するものとする。

4 主管課長は、前項の規定により送付された銃砲等及び刀剣類並びに拳銃部品を売却した場合、規則第41条の規定により当該銃砲等及び刀剣類並びに拳銃部品を提出した者に代金を交付するものとする。

(指示)

第33条 署長は、法第10条の9第1項及び第2項の規定による指示の必要性を認めるときは、銃砲等又は刀剣類所持許可者等に対する行政処分等上申書に關係書類を添付し、部長に送付するものとする。

2 部長は、前項により送付された上申書等の内容を確認して必要な指示を決定し、指示書(別記様式第11号)を署長に送付するものとする。

3 署長は、指示書の送付を受けたときは、速やかに被処分者に交付するとともに、受領書を徴するものとする。

(許可等の取消し)

第34条 署長は、法第11条第1項から第7項までの規定による許可の取消し、法第9条の5第3項の規定による射撃教習認定の取消し、法第9条の10第3項の規定による射撃練習認定の取消し、法第9条の16第2項の規定によるクロスボウ射撃資格認定の取消し及び第11条の3の規定による年少射撃資格認定の取消しの事由に該当し、又はその疑いがあると認めるときは、銃砲等又は刀剣類所持許可者等に対する行政処分等上申書に關係書類を添付し、部長に送付するものとする。

- 2 部長は、前項により送付された上申書等の内容を確認し、必要に応じ署長に追加の調査等の実施を指示するものとする。
- 3 部長は、前項の確認等により、法に定める取消事由に該当すると認められるときは、許可等の取消しを公安委員会に上申し、許可等の取消の決定がなされた場合は、銃砲等又は刀剣類の許可等取消処分決定書（別記様式第12号）を署長に送付するものとする。
- 4 署長は、銃砲等又は刀剣類の許可等取消処分決定書の送付を受けたときは、速やかに被処分者に交付するとともに受領書を徴し、かつ、許可取消しに係る銃砲等又は刀剣類については、法第11条第9項の規定による必要な処置を取るものとする。

第9章 射撃場及び射撃指導員等

（射撃場の指定及び解除）

- 第35条 署長は、府令第10条の規定による指定射撃場指定申請書及び府令第13条の規定による記載事項変更届を受領したときは、記載内容を確認し、2通のうち1通を主管課長に送付するものとする。
- 2 署長は、府令第11条の規定による指定通知書の送付を受けたときは、速やかに申請者に交付するものとする。
 - 3 署長は、指定射撃場が府令第1条から第9条までの基準に適合しなくなったと認める場合は、速やかにその状況を本部長に報告するものとする。
 - 4 署長は、府令第14条の規定による指定解除通知書の送付を受けたときは、速やかに設置者又は管理者に交付し、受領書を徴収するものとする。
 - 5 主管課長は、指定射撃場台帳（別記様式第13号）を備え、指定射撃場の指定及び解除等の状況を記載するとともに、第1項で送付された申請書等を当該台帳に編綴して整理保管するものとする。
 - 6 署長は、指定射撃場において、射撃に伴う事故が発生したことを認知したとき又は府令第8条第8号の規定による通報を受けたときは、速やかにその状況を本部長に報告するものとする。

（射撃指導員の指定、解除等）

- 第36条 署長は、規則第43条の規定による射撃指導員指定申請書を受領したときは、記載内容を確認し、速やかに規則第42条第1項各号又は規則第42条の2各号で定める基準に適合しているかを調査し、申請書及び調査結果を主管課長に送付するものとする。
- 2 主管課長は、前項の送付を受けたときは、面接、試験、射撃関係団体及び指定射撃場からの推薦等により申請をした者が、前項の基準に適合しているかを確認し、その結果を添えて、本部長に射撃指導員の指定について上申するものとする。
 - 3 署長は、規則第44条の規定による射撃指導員指定書の送付を受けたときは、速やかに申請者に交付するものとする。
 - 4 主管課長は、おおむね4年ごとに射撃指導員の指定を受けた者に報告させるなどして、射撃指導員としての実績を確認し、第1項の基準に適合しないおそれがあると認めるときは、試験等により同基準に適合しているか否かを確認するものとする。
 - 5 署長は、射撃指導員の指定を受けた者が、第1項の基準に適合しなくなったと認めるときは、速やかにその状況を主管課長に通報するものとする。

- 6 主管課長は、射撃指導員の指定を受けた者が、第1項の基準に適合しなくなったと認めるときは、公安委員会に指定の解除を上申するものとする。
- 7 署長は、規則第45条の規定による射撃指導員指定解除通知書の送付を受けたときは、速やかにその者に交付し、受領書を徴収するものとする。
- 8 主管課長は、射撃指導員指定等取扱台帳（別記様式第14号）を備え、射撃指導員の指定及び解除の状況を記載するものとする。
- 9 主管課長は、射撃指導員を対象とする研修会の開催、所属射撃関係団体に対する当該研修会の開催の働きかけ等により、射撃指導員の知識・技能の維持向上に努めるものとする。

（教習射撃場及び練習射撃場の指定及び解除）

第37条 署長は、規則第50条の規定による教習射撃場指定申請書、規則第64条の規定による練習射撃場指定申請書、規則第54条の規定による記載事項変更届出書及び規則第68条の規定による記載事項変更届出書を受領したときは、記載内容を確認、主管課長に送付するものとする。

- 2 署長は、規則第51条の規定による教習射撃場指定書及び規則第65条の規定による練習射撃場指定書の送付を受けたときは、速やかに申請者に交付するものとする。
- 3 署長は、教習射撃場が規則第47条の基準に適合しなくなったと認めるとき及び練習射撃場が規則第63条の基準に適合しなくなったと認めるときは、速やかにその状況を本部長に報告するものとする。
- 4 署長は、規則第61条の規定による教習射撃場指定解除通知書及び規則第74条の規定による練習射撃場指定解除通知書の送付を受けたときは、速やかに設置者又は管理者に交付し、受領書を徴収するものとする。
- 5 主管課長は、教習射撃場及び練習射撃場の指定及び解除の状況を指定射撃場台帳に記載するとともに、第1項で送付を受けた申請書等を当該台帳に編綴して整理保管するものとする。

（教習射撃指導員及び練習射撃指導員の選任及び解任）

第38条 署長は、規則第52条の規定による教習射撃指導員選任等届出書及び規則第66条の規定による練習射撃指導員選任等届出書を受領したときは、記載内容を確認、主管課長に送付するものとする。

- 2 署長は、教習射撃指導員及び練習射撃指導員がその業務に関し不正な行為をし、又は法若しくはこれの命令に違反したと認めるときは、速やかにその状況を本部長に報告するものとする。
- 3 署長は、規則第53条の規定による教習射撃指導員解任命令書及び規則第67条の規定による練習射撃指導員解任命令書の送付を受けたときは、速やかに管理者に交付し、受領書を徴収するものとする。
- 4 主管課長は、教習射撃指導員及び練習射撃指導員の選任等の状況を指定射撃場台帳に記載するとともに、第1項で送付を受けた届出書等を当該台帳に編綴して整理保管するものとする。

（教習用及び練習用備付け銃の届出及び銃砲の保管）

第39条 署長は、規則第58条及び規則第72条の規定による教習用備付け銃等届出書

を受理したときは、記載内容と当該備付け銃を確認し、2通のうち1通は欄外に届出を受けた旨を記載して届出者に交付し、1通は備付け銃台帳として保管するとともに、その写しを主管課長へ送付するものとする。

2 署長は、教習用備付け銃及び練習用備付け銃又は銃砲の保管の設備及び方法がそれぞれ規則第59条又は同第73条に定める基準に適合しないと認めるときは、速やかにその状況を部長に報告するものとする。

3 部長は、前項の報告を受けたときは、署長を通じ、当該射撃場を管理する者に法第9条の7第3項又は法第9条の11第2項の規定による命令を行うものとする。

(矢による危害防止必要な措置の認定)

第39条の2 署長は、クロスボウ射撃指導員又はクロスボウの射撃をする者から規則第82条の4に規定する危害予防上必要な措置が執られている場所であることの認定について申出があった場合は、主管課長に通知するものとする。

2 主管課長は、前項の通知を受けたときは、必要な調査を行い認定の可否を決定し、その結果を署長を通じ、申出者に書面にて通知するものとする。

第10章 報告徴収、立入検査等

(銃砲等及び実包等の保管状況に関する報告徴収)

第40条 署長は、次の各号のいずれかに該当するとき、銃砲等の所持者に対し、法第10条の6第1項の規定による銃砲等及び実包等の保管状況に関する報告を求めるものとする。

(1) 法第4条の4第1項の規定による銃砲等の確認をするとき。(2) 規則第32条の規定による許可証の住所変更に係る記載事項

の書換えの申請を受理したとき。

(3) その他銃砲等及び実包等の保管状況に関し報告を求める必要があると認めたとき。

(猟銃所持者の住居に対する立入検査)

第41条 署長は、立入検査記録簿(別記様式第15号)を備え、法第10条の6第2項の規定による立入検査の実施状況及び同条第3項の規定による事前の関係者への通告の状況を記載するものとする。

2 事前の通告なく、又は日出から日没までの時間外に立入検査を実施しようとする時は、関係者から立入検査承諾書(別記様式第16号)を徴収するものとする。

(報告徴収等)

第42条 署長は、銃砲等若しくは刀剣類の所持許可又は年少射撃資格認定を受けた者が、引き続き許可等の基準に適合しているか調査するため、法第12条の3に定める報告の徴収又は指定する医師の診断を受ける必要があると認めた場合は、報告徴収・受診命令に関する上申書(別記様式第17号)により本部長に進達を行うものとする。

2 署長は、報告徴収書(別記様式第18号)及び受診等命令書の送付を受けたときは、速やかにその者に交付するとともに、受領書を徴収するものとする。

第11章 雑則

(銃砲刀剣類等の一時保管)

第43条 署長は、法第24条の2第5項の規定により、警察官から一時保管に係る銃砲刀剣類等を引き継いだときは、当該銃砲刀剣類等を一時保管するとともに、規則第10

5条第2項の規定による一時保管銃砲刀剣類等引継書の写しを主管課長に送付するものとする。

(一時保管した銃砲刀剣類等の返還及び売却等)

第44条 法第24条の2第6項の規定により、一時保管に係る銃砲刀剣類等を返還したときは、規則第106条の規定による銃砲刀剣類等一時保管書及び受領書の写しを主管課長に送付するものとする。

2 署長は、法第24条の2第8項の規定により売却又は廃棄することのできる銃砲刀剣類等については、関係書類を添えて主管課長に送付するものとする。

(検査)

第45条 署長は、法第13条の規定による検査を実施したときは、許可証の検査欄に、その旨を記載するものとする。

(公務所等への照会)

第46条 署長は、公務所照会・回答管理簿(別記様式第19号)を備え、法第13条の2の規定による公務所等への照会を行った場合は、その状況を記載するものとする。

(調査を行う間における銃砲等及び刀剣類並びに拳銃部品の保管)

第47条 署長は、法第13条の3第1項及び第3項の規定による調査を行う間における銃砲等及び刀剣類並びに拳銃部品の保管を行うときは、規則第96条の規定による保管書を交付するとともに、保管書控を保管書台帳として保管し、その写しを主管課長に送付するものとする。

2 法第13条の3第2項及び第4項の規定により、保管した銃砲等及び刀剣類並びに拳銃部品を返還したときは、規則第97条の規定による保管書及び受領書の写しを主管課長に送付するものとする。

(教育委員会からの通知)

第48条 主管課長は、法第14条第4項、法第16条第2項又は法第17条第3項の規定による通知書を受けたときは、署長に通知するとともに、当該通知書を整理保管するものとする。

(発見及び拾得の届出)

第49条 署長は、法第23条の規定による銃砲等又は刀剣類の発見の届出をした者が、法第14条の規定による登録を受けて、当該銃砲又は刀剣類を引き続き所持することを希望した場合は、別に定める要領により取り扱うものとする。

2 署長は、第1項の届出をした者から当該銃砲等又は刀剣類の処分の依頼を受けた場合は、銃砲刀剣類等所有権放棄書(別記様式第20号)とともに当該銃砲等又は刀剣類を提出させ、銃砲刀剣類等送付書(別記様式第21号)を添えて主管課長に送付するものとする。

3 署長は、法第23条の規定による銃砲等又は刀剣類の拾得の届出を受理した場合は、遺失物法(平成18年法律第73号)又は水難救護法(明治32年法律第95号)の定めるところにより取り扱うものとする。

(授受、運搬及び携帯の禁止又は制限)

第50条 署長は、法第26条第1項の規定による銃砲等又は刀剣類の授受、運搬及び携帯を禁止し、又は制限する必要があると認めるときは、その状況を速やかに公安委員会

に報告するものとする。

(提出命令)

第51条 署長は、法第27条第1項の規定による銃砲等又は刀剣類の提出を命ずる必要があると認めるときは、速やかに次の事項を本部長に報告し、指示を受けるものとする。

- (1) 銃砲等又は刀剣類の所持者の本籍（国籍）、住所、氏名及び生年月日
- (2) 銃砲等又は刀剣類の種類、特徴及び数量
- (3) 提出命令を必要とする理由

2 署長は、前項の場合において、提出命令の指示があったときは、規則第114条の提出命令書を交付して速やかに執行し、銃砲刀剣類等送付書を添えて当該銃砲等又は刀剣類を主管課長に送付するものとする。

(公安委員会に対する申出)

第52条 法第29条の規定による申出の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(猟銃安全指導委員)

第53条 法第28条の2の規定による猟銃安全指導委員に関し必要な事項は、別に定める。

(不利益処分に係る教示)

第54条 署長は、第6条第4項の規定による保管業務廃止等命令書、第11条第1項の規定による打刻命令書、同条第2項の規定による表示命令書、第35条第4項の規定による指定解除通知書、第36条第4項の規定による射撃指導員指定解除通知書、第37条第4項の規定による教習射撃場指定解除通知書及び練習射撃場指定解除通知書並びに第38条第3項の規定による教習射撃指導員解任命令書及び練習射撃指導員解任命令書の交付を行う場合は、相手方に対し、審査請求に関する教示及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条に規定する取消訴訟等の提起に関する事項を書面により教示するものとする。

(他の公安委員会等への通知)

第55条 主管課長は、令第35条の規定に基づく他の公安委員会への通知については、法第4条第1項第1号、第3号、第4号、第5号及び第5号の2の許可に係る銃砲についての他の都道府県からの転入に係る書換えにかかるものは警察庁情報管理システムによる銃砲登録照会業務により、その他のものについては銃砲等又は刀剣類所持許可証書換等通知書（別記様式第22号）の送付により行うものとする。

(銃砲刀剣類等の処分依頼)

第56条 署長は、適法に銃砲等又は刀剣類を所持している者から銃砲等又は刀剣類の処分の依頼を受けた場合で、危害予防上適当と認める場合は第49条第2項に準じて処理するものとする。

2 署長は、刃物、玩具銃等の処分の依頼を受けた場合で、危害予防上適当と認める場合は前項に準じて処理するものとする。

(銃砲等又は刀剣類の亡失又は盗難の手配等)

第57条 署長は、法第23条の2の規定に基づく事故の届出、検査等によって、許可を受けている銃砲等又は刀剣類の亡失又は盗難の事実を知ったときは、速やかに主管課長

に報告して手配を行うとともに、必要な措置を執るものとする。

2 署長は、前項の手配をした銃砲等又は刀剣類が発見されたときは、速やかにその旨を主管課長に報告し、手配を解除するものとする。

(事故報告)

第58条 署長は、銃砲等又は刀剣類により人の生命、身体又は財産に対する危害が発生したときは、直ちにその状況を主管課長を通じて本部長に報告するものとする。

(資料の整理)

第59条 署長は、銃砲等又は刀剣類の所持者に係る所持許可の適格性に関する情報の認知及び通報に際しては、その内容を整理、保管するものとする。

(福井県情報管理システムへの入力)

第60条 署長は、銃砲等又は刀剣類所持許可等の状況及び関連情報を別に定める要領により、福井県警察情報管理システムに入力するものとする。

(警察庁情報管理システムによる銃砲登録照会業務の運用)

第61条 主管課長は、警察庁が定める要領により警察庁情報管理システムによる銃砲登録照会業務を運用するものとする。

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月19日福井県警察本部訓令第24号)

この訓令は、平成29年8月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月24日福井県警察本部訓令第37号)

この訓令は、交付の日から施行する。

附 則 (令和3年3月15日福井県警察本部訓令第13号)

この訓令は、令和3年3月15日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日福井県警察本部訓令第17号)

この訓令は、令和3年3月22日から施行する。

附 則 (令和4年3月15日福井県警察本部訓令第10号)

この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

別記様式省略